

NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会

中間論点整理

平成26年9月

はじめに.....	- 1 -
I NPO法人の現状.....	- 2 -
II 現状の中小企業政策におけるNPO法人の位置付け.....	- 3 -
III 中小企業政策におけるNPO法人の位置付けの検討.....	- 5 -
1. 研究会での議論.....	- 5 -
2. 今後検討を深めるべき点（主体性に関連して）.....	- 6 -
1 営利性と非営利性の考え方の整理について.....	- 6 -
2 中小企業基本法の定義.....	- 7 -
IV 中小企業施策におけるNPO法人の効果的な支援.....	- 8 -
1. 資金面の論点整理.....	- 8 -
1 資金面の現状と課題.....	- 8 -
2 資金面において求められる支援.....	- 8 -
2. 人材面の論点整理.....	- 11 -
1 人材面の現状と課題.....	- 11 -
2 人材面において求められる支援.....	- 11 -
3. 支援面の論点整理.....	- 13 -
1 支援面の現状と課題.....	- 13 -
2 支援面において求められる対応.....	- 13 -
4. 組織面の論点整理.....	- 15 -
1 組織面の現状と課題.....	- 15 -
2 組織面において求められる支援.....	- 15 -
おわりに.....	- 16 -
NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会 名簿...	- 17 -
NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会 開催経過...	- 18 -
参考資料.....	- 19 -

## はじめに

政府はこの1年間、アベノミクスの要となる成長戦略に基づき、「産業競争力強化法」や「国家戦略特別区域法」をはじめとする具体的な政策を実行してきた。実質GDP成長率、雇用情勢、設備投資等の指標を見ても、我が国経済は力強さを取り戻しつつあり、物価動向を見てもデフレ脱却に向けて着実に前進し始めている。また、企業収益もリーマンショック前の水準まで回復し、賃金上昇や雇用拡大にもつながってきており、それが消費の拡大、そして更なる投資を生むという「経済の好循環」が動き始めている。

政府が本年6月24日にとりまとめた、『「日本再興戦略」改定2014-未来への挑戦-』（以下、「改訂戦略」）においても、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミクスにより、地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることを目標に掲げ、「地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革」を改訂戦略の4つの鍵の一つと位置付けた。その中で、「医療・保育・教育等の関連分野における新たなニーズに応えるため、女性を中心に増加しているNPOによる起業への支援を強化する」とされたところ。

一方、我が国経済社会が抱える人口減少・高齢化という構造変化に直面し、特に、地域で暮らす人々の生活や中小企業・小規模事業者は未だに厳しい状況に置かれており、他方で官・民による十分なサービス提供がなされていないことが、地域住民が直面する社会課題として顕在化している。このような地域の社会課題に対し、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」）などを中心にビジネスの手法を活用して解決を試みる先進的な取り組みが注目を集めている。

こうした状況を踏まえて、本年6月から9月にかけて、中小企業庁長官による研究会を設けて有識者との意見交換を行い、これまでの中小企業政策を更に一歩進める観点から、中小企業政策におけるNPO法人の位置付けを検討するにあたりその課題を洗い出し、論点整理を行った。

## I NPO法人の現状

我が国経済が成熟化する中、少子高齢化による人口の自然減少、国や地方自治体の恒常的な財政難による公共事業の減少により、国内経済の縮小が予想されている。

さらに、地方においては、大都市圏への若者の流出といった人口の社会減少も伴い労働人口の減少により地域経済が低迷し、地域経済の縮小に伴う官・民サービス供給の減少又は不足が、地域における社会課題として顕在化している。このような地域における社会課題に対し、地域において多様な主体と連携しビジネスの手法を活用して解決を試みる先進的な取り組み（以下、「地域課題解決型事業」）を行う事業者として、NPO法人が存在感を増している。

また、NPO法人の中には、事業拡大だけを目的とするのではなく、小規模ながらも、結婚や出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職、育児期の女性たちが活躍できる場、あるいは、企業等を退職したシニアの活躍の場として多様な働き方を提供するNPO法人もあり、雇用の担い手としても重要な側面を有している。

こうしたNPO法人は、地域課題解決型事業などの事業活動（財・サービスの提供により対価を得ること）を中心に活動しており（以下、「事業型NPO法人」）、地域住民にとって必要不可欠な需要（財・サービスの提供）を創出する担い手として地域経済を支えている。こうした事業型NPO法人の活動については、当研究会での議論においても、中小企業・小規模事業者と同じように事業を通じて利益を確保し一定の雇用を生み出していることから、中小企業・小規模事業者と同様の存在として位置付けられるのではないかとの意見が多く寄せられたことを踏まえ、このような事業型NPO法人については、中小企業が抱える経営上の課題と同様の課題を有している事例も多く、中小企業政策の対象とする具体的なニーズが生じてきていると考えられる。

## II 現状の中小企業政策におけるNPO法人の位置付け

NPO法人は、その設立根拠となる特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」)が平成10年12月に施行されてから約15年を経過し、全国に5万弱の法人が設立され社会に定着しつつある。一方、中小企業政策は、原則として、営利企業たる会社及び個人事業者を対象に支援を行うものとされてきたところであり、非営利法人であるNPO法人は支援対象とされてこなかった。

ただし、中小企業者の振興に資する事業を行うNPO法人であっておおむね次のいずれかに該当する場合には、中小企業政策の対象とされている。

- ① 中小企業者と連携して事業を行うもの
- ② 中小企業者の支援を行うもの
- ③ 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの  
(社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの)
- ④ 新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの

一方、近年の中小企業政策においては、平成11年の中小企業基本法改正以降、ともすれば規模の大きな中小企業中心の支援体系となっていたのではないかとの指摘等を受けて、ちいさな企業に光を当てた中小企業政策の再構築を進めてきた。

これを受けて、地域の経済や雇用を支える全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者の活力を最大限に発揮させることが必要不可欠との認識のもと、昨年、8本の関連法を一括で改正する「小規模企業活性化法」が成立し、これに引き続き、本年の通常国会において、小規模企業の振興を総合的かつ計画的に実施する新しい施策体系を構築するための「小規模企業振興基本法」が成立したところ。

小規模企業振興基本法においては、小規模企業振興の基本原則として、中小企業基本法の基本理念である「多様で活力ある中小企業の成長発展」のみならず、「その事業の持続的な発展」を図ることを位置付けた。加えて、小規模企業の活性化と地域の活性化は表裏一体という認識のもと、小規模企業の振興に資する地域経済の活性化を、基本的施策として位置付けたところ。

こうした中小企業政策の進展の中、中小企業・小規模事業者と同様の意義や役割を有するものとして、地域経済を支える雇用の担い手である事業型NPO法人に焦点をあて、中小企業政策の中に位置付けることを検討するに至ったものである。

#### ※参考

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会の取りまとめ（平成24年6月）においては、NPO法人について、中小企業政策上、重要な役割を果たしており、中小企業政策において、その位置づけを検討することは重要と考えられる一方、非営利を前提としたNPO法人を、営利を目的とする中小企業者として位置づけることとした場合、非営利であるが故の税制上の措置などの恩典を減殺する懸念や、既存の会社や一般社団・財団法人等と比べた場合のガバナンスについての検討等が必要であり、まずは、現行基本法における中小企業に関する団体に係る規定において、当該団体にNPO法人が含まれることを確認することが適切であると考えられるとされたところ。

しかしながら、研究会での議論において、NPO法人はガバナンス面では設立要件に常時社員を10名以上要することから、既存の会社や一般社団・財団法人等と比べ厳しくされており、税制についても恩典を減殺する懸念は小さいと考えられることから、これまでのように中小企業者への支援者としての位置づけから中小企業政策の対象とするのではなく、その主体そのものとして正面から中小企業政策の位置づけを改めて検討することが必要との認識に至ったものである。

### III 中小企業政策におけるNPO法人の位置付けの検討

#### 1. 研究会での議論

第1回から第4回までの研究会における議論を踏まえ、事業型NPO法人については、地域において多様な主体と連携し、その事業活動により地域の需要と雇用を創出しているという実態において中小企業と同等の活動を行っているとの認識に立ち、中小企業と同等の事業活動を行っている事業型NPO法人の特徴について次の4点を挙げ、この条件を満たす事業型NPO法人を、中小企業と同等とみなして中小企業政策の対象とするための指標になりうるか第5回研究会で検討した。

- ① 特定非営利活動で継続した収益事業（課税事業かつ自主事業）を行っていること。
- ② ①の収益事業からの収益により雇用を創出していること。
- ③ 多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること。
- ④ 市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと。

議論の結果、①については、収益事業の定義の設定（例えば委託事業の取扱い）の基準の明確化が必要との指摘、②については、地域の雇用の創出者としての重要性という側面から理解はできるものの、一方で多様な働き方（例えば地域で子育て中の女性が気軽にパートタイムで働く場や、子育てを終えてフルタイムで地域に根ざした活動に取り組みたい女性にとっての働く場等）についてもその貢献が認められることが大切とする意見、さらに、「雇用を創出」という文言については、新たに雇用を生み出すというのみならず、既存の雇用を維持している点も評価すべきとの指摘があった。

また、③については、地域の多様な主体との連携は重要ではあるものの、その評価が極めて難しいとの指摘があった。さらに④について、例えば認定NPO法人に対する税制上の優遇措置の適用を受けていることや、法人税法上の課税対象ではない又は非課税扱いとなる収益事

業を行っていることのみをもって、中小企業政策の対象外とするのではなく、より具体の事情を見つつ柔軟に対応すべきではないかとの指摘もあった。

以上を踏まえ、事業型NPO法人を中小企業政策の対象とする場合のメルクマール（判断基準）として、特に事業性の観点からは、上記の4つのメルクマールをベースとし、今後さらに検討を深めていくことが重要との点で概ねの共通認識が得られた。

一方で、この4つのメルクマールには、事業性の外に主体性の概念も入っているのではないかとの指摘もあった。これについては、中小企業政策における個人事業者や会社の考え方と同様に、事業型NPO法人の小規模企業との類似性をみていくことが重要との指摘があった。

なお、この4つのメルクマールの③に関連して、事業型NPO法人は特に地域において社会課題を含め様々な課題に対応している点を評価すべきではないかとの指摘があり、その際には、例えば当該事業型NPO法人に関与している者が周辺住民なども含め多数に上ることなどが、一つの評価軸として考えられるのではないかとの指摘もあった。

## 2. 今後検討を深めるべき点（主体性に関連して）

上記の議論の整理を踏まえ、今後検討を深めるべき点として次の各点が考えられる。

### 1 営利性と非営利性の考え方の整理について

中小企業政策は、営利企業を対象としているということがこれまでの理解であり、事業型NPO法人を中小企業政策の対象とする場合には、この点についての整理が必要となる。

営利性と非営利性の違いとは、利益を構成員に分配することができるかできないかという点に帰着するものであるが、利益を分配する前提として、利益を獲得し事業を継続していくというゴーイング・コンサーンという観点からすれば、これまで議論してきた事業型NPO法人もいわゆる営利企業と同等と考えることができるとの



整理のもと、事業型NPO法人については中小企業政策の対象として位置付けることが可能ではないかと考えられる。

なお、平成21年度の国税庁「会社標本調査」によると欠損法人（赤字企業）割合は72.8%にもおよび、営利企業の大半が利益を分配していないという実情があり、また一方で、利益計上法人であれば営利・非営利に関わらず、課税対象事業から得た利益については、原則、法人税を納めることとされていることから、営利性と非営利性における事業体としては、継続的な事業活動を通じて一定の利益をあげている点において、実態として大きな違いがないことを十分に踏まえ今後検討を深めることが必要と考えられる。

## 2 中小企業基本法の定義

次に、中小企業政策の対象について、基本的なルールを位置付けている中小企業基本法における中小企業の範囲に照らして、以下の点を中心に今後検討を深めていくことが重要と考えられる。

- 中小企業基本法第二条における中小企業・小規模事業者の範囲及び用語の定義に基づく「資本金の額又は出資の総額」の基準については、NPO法人の正味財産額との比較が考えられるが、資本金とは性質の異なるものであると考えられることから、正味財産額を資本金と同等と見なすことについては慎重な検討が必要である。一方、同条の「常時使用する従業員の数」の基準については、NPO法人が常時使用する従業員の数ということで、ボランティアの取扱いについてはさらに吟味する必要があるものの比較的同等のレベルでの整理が可能ではないかと考えられる。

※ 実際には、中小企業信用保険法においては、いわゆる医療法人について、従業員300人以下のものを中小企業者、従業員20人以下のものは小規模企業者として位置付けている。

- 中小企業基本法第二条における「〇〇に属する事業を主たる事業として営むもの」の事業については、NPO法人の主たる特定非営利活動として行う事業活動（財・サービスの提供により対価を得ているものに限る。）という位置付けで同等に位置付けることが可能ではないかと考えられる。

## IV 中小企業施策におけるNPO法人の効果的な支援

### 1. 資金面の論点整理

#### 1 資金面の現状と課題

内閣府が行った、「平成 25 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査<sup>1</sup>」において、NPO法人の借入先の内訳を見ると、個人からの借入れが圧倒的に占め、金融機関からの借入れが少ないことが明らかである。

また、一部の信用金庫、政府系金融機関を中心にNPO法人に対する融資は右肩上がりの傾向にあるものの、その他の金融機関において積極的な融資姿勢は見受けられないとの指摘がある。その要因として、NPO法人の社会的ミッションに対する金融機関の理解の不足や、融資を受けるための物的担保がNPO法人にない<sup>2</sup>ことが挙げられる。

その他、金融機関においてNPO法人に対する融資審査のノウハウに大きな差があることや、融資に際して金融機関がNPO法人の代表理事などを対象に経営者保証を要求することが、融資における支障であるとの意見もあった。

#### 2 資金面において求められる支援

##### (1) 事業性の評価

NPO法人における、金融機関からの借入に際しての課題として、金融機関にNPO法人の社会的ミッションを理解してもらえないことが課題とされている。他方、金融機関では、融資判断において、社会性は含めずに基本的には企業に対する審査と同様、事業計画をまず判断することから、貸し手と借り手の意識の差が大きいと考えられる。

---

<sup>1</sup> P31 「NPO 法人の借入先」参照

<sup>2</sup> P32 「NPO 法人の金融機関からの借入れに際しての問題点」参照

特に、地域課題解決型事業については、通常のビジネスに比べ事業性を評価することは難しいため、更に融資を困難にさせるものと想定される。

加えて、地域課題解決型事業をNPO法人だけでなく、中小企業・小規模事業者に広げていくためにも、事業性に基づく融資の実行又は融資に繋がるような経営支援が金融機関や支援機関を通じて提供されるように、評価の仕組み作りを支援していくことが必要である。

## (2) 信用保証制度（中小企業信用保険制度の対象に追加）

地域の事業・雇用を担う事業型NPO法人については、中小企業と同様の経済活動を行い、地域に経済的インパクトを与えている点を踏まえ、金融機関による事業活動に必要な資金の供給を促進することが必要。このため、こうした事業型NPO法人については、信用保証制度の対象に加えることを検討する。

事業型NPO法人に対して信用保証制度を適用する際には、事業活動に基づくキャッシュフローがあり、金融機関からの借入をきちんと返済できる見込みが十分あることが大前提。その上で、NPO法人が事業活動を行うことにより安定的なキャッシュフローが生じることを前提に、事業活動が拡大する局面における経済的インパクトが最大化するように制度が活用される必要がある。

こうした前提の下、金融機関においては、事業型NPO法人に対する融資審査ノウハウの不足に起因するモラルハザードを防ぐため、これまでの中小企業・小規模事業者に対する事業資金融資と同様に、融資に際して現場の確認や経営者との面談等を行うことにより事業性を適切に評価し、融資後においても継続したフォローアップを行っていくことが求められる一方で、事業型NPO法人においては、事業活動計画を作成し収入の流れを明確化することや、会計制度に基づく適切な経理処理を行

い、金融機関をはじめとする関係者に対し、事業活動の成果について説明責任を果たしていくことが求められる。

他方、政府系金融機関である、株式会社日本政策金融公庫では、平成 27 年度予算概算要求において、社会的課題の解決に取り組む企業への支援として、「ソーシャルビジネスに対する融資制度」の拡充（現行制度[新規開業資金：業歴 7 年以内が対象]からソーシャルビジネス関連を独立させ、業歴を問わない制度とする。）を要望し、先行した取り組みを行っているところ。

### (3) 多様な資金調達

NPOバンク<sup>3</sup>、クラウドファンディングといった多様な資金調達方法を提供する専門事業者やファンドレイザーが育っていることを踏まえ、こういった民間事業者の活動を支援していくことも必要。

また、クラウドファンディングは、中小企業・小規模事業者にも活用が期待できる資金調達方法であり、このような新たな資金調達方法の取り組みについての普及活動を支援していくことも重要である。

その他、NPO法人を初めとする非営利セクター全体の活性化として、ソーシャルインパクトボンドや休眠口座の活用、寄附金の年末控除（電子領収証も含む）といった社会的投資を推し進める新たな仕組みや、委託事業の拡大及び諸制度における参入障壁の緩和などが委員より提言、議論されたところであり、今後、関係省庁も含めた幅広い関係者の間で、検討されていくことが重要である。

---

<sup>3</sup> NPOバンク

全国NPOバンク連絡会によると、NPOバンクとは「市民が自発的に設立し、市民からの出資に基づいて、市民事業など社会的に求められているニーズに対して融資を行う、非営利の金融機関」のこととされている。（全国NPOバンク連絡会定款第 4 条）

## 2. 人材面の論点整理

### 1 人材面の現状と課題

NPO法人に常勤有給職員として雇用される者の人件費は、活動分野で比較した場合には、科学技術の振興・保険、医療又は福祉の増進分野を除き、給与水準は低く抑えられている傾向にあり、給与水準で就職先として選ばれにくいとされる。また、就職した場合のその後のキャリアパスが確立されていない点も、人材獲得における大きな課題とされる。

また、NPO法人は、法の目的において「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展」と定めているように、その活動については、ボランティアというイメージが広く普及しており、そもそも就職先としてみなされていない可能性がある。

加えて、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てればよく、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められているにもかかわらず、「非営利」という意味の誤った認知により、NPO法人は収益を目的とする事業活動を行ってはいけない又は行っていないという誤ったイメージが社会に定着し、雇用を創出していくための事業活動における利益確保の支障となっているおそれがある。

### 2 人材面において求められる支援

#### (1) 担い手の育成

創業補助金（平成25年度補正予算）の対象として、一定の条件を満たすNPO法人を加えたところであるが、担い手を育成していくという観点からさらなる要件緩和の検討が必要と考えられる。

#### (2) 雇用の創出

人材対策関連の中小企業施策の適用が考えられる一方で、NPO法人が就職先として選ばれるためには、雇用を創出す

るための収入源を確保できるように、事業拡大を支援していくことが必要である。

特に、地域課題解決型事業については、社会的な新たな価値が付加されることにより事業の魅力が高まり、その魅力に人材が惹きつける（就職に繋がる）ことに留意して、支援することが重要である。

### (3) 人材の流動化

プロボノに取り組む人材は、NPO法人の人材不足を補完するだけでなく、プロボノを通じ地域課題解決型事業に共感することで新たな担い手と成り得る可能性もある。また、プロボノを通じて学んだ地域課題解決型事業のノウハウを、通常のビジネスにも普及させることも期待されることから、プロボノの取り組みを促進していくための支援や環境の整備の検討が必要である。

また、大企業のCSR活動を通じた連携や、行政との人事交流を通じた連携を促進することで、営利・非営利間、官・民間の人材の流動化と相互の理解を深めることが重要との提言もあり、関係省庁も含め関係者と検討を進めていくことが重要である。

### 3. 支援面の論点整理

#### 1 支援面の現状と課題

NPO支援センター<sup>4</sup>は全国に約 250 団体設立されているが、7 割以上が行政設置。その活動内容は行政から受託する施設の管理運営（ハード事業）と、NPO関連の講座・研修、団体間交流、情報の収集・発信などのソフト事業が支援の中心となっており、NPO法人が求める環境整備に答えられていないといわれている。その一方で、NPO支援センターが対応しきれないニーズに応える民間設立の支援組織（一般的に「中間支援組織」と呼ばれることが多い。）が育ってきている。

そのため、まず経営支援という観点においては、地域課題解決型事業を展開する事業型NPO法人は、中小企業・小規模事業者と同様の経営上の課題を抱えており、商工会・商工会議所などによる経営支援が有効と考えられる。

しかしながら、商工会・商工会議所が中小企業・小規模事業者と同等にNPO法人を支援する場合には、都道府県との調整やNPO支援センターとの役割分担を整理する必要がある。加えて、支援機関として、地域課題解決型事業といった先進的な取り組みに対する知見や、NPO法人特有の会計や税制などのスキルをまず習得し、ノウハウを蓄積することも必要である。

#### 2 支援面において求められる対応

##### (1) 中小企業支援機関の活用

事業型NPO法人の抱える課題は、中小企業・小規模事業者が抱える課題と共通しており、既存の中小企業支援機関の支援が有効であると考えられることから、商工会・商工会議所などが、中小企業・小規模事業者と同等に事業型NPO法人を支援できるように、都道府県との調整や、NPO支援センターとの

---

<sup>4</sup> NPO支援センターの定義

認定特定非営利活動法人日本NPOセンターが定義する次の①～④の条件に当てはまる団体等

①(個人ではなく)NPOの組織支援を主としている ②常設の拠点がある ③NPOの組織相談に対応できるスタッフが常勤している ④分野を限定せずに支援をしている

役割分担及び連携のあり方について、国が方向性を示すよう検討することが必要である。

加えて、事業型NPO法人を小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）の対象にすることで、商工会・商工会議所などが経営・金融に関する指導から融資まで、ワンストップで効率的に支援が行えるようになることを踏まえ、検討することが必要である。

## (2) 支援手法の確立

既存の中小企業支援機関には、地域課題解決型事業のような先進的な取り組みに対する知見や、NPO法人特有の会計や税制などのスキルが蓄積されていないことから、支援に必要な体制の整備とノウハウの習得をどのように支援していくか検討をする必要がある。

## (3) 民間支援組織の活用

中小企業支援機関を活用していくには、ある程度の一定期間を有することから、民間支援組織の活用も重要である。

また、中小企業支援機関にはない、スキルやノウハウを有する事業者も存在することから、支援機関同士の情報の共有や支援における連携がすすむような仕組みを検討することが必要である。



## 4. 組織面の論点整理

### 1 組織面の現状と課題

事業者のヒアリングや研究会を通じて、NPO法人を選択した創業者の多くが、ミッションへの思い入れからNPO法人という法人形態を選択している。そのため、法人形態の違いによる行政の支援制度における取扱いの違いにとまどう事業者が多い。

特に、NPO法人に限らず、他の非営利法人形態においても、内部留保や残余財産の扱いを厳しく制限されていることから、法制度上、非営利法人から営利法人へ移行することは不可能である。

### 2 組織面において求められる支援

NPO法人は、法制度上、他の非営利法人又は営利法人への移行はできないことから、まずは、創業段階において、法人形態の違い、営利と非営利の違いについて周知していくことが必要である。

また、NPO法施行から15年以上経過したところ、今後、当初の創業世代が引退していくなか、同じ活動を行うNPO法人同士の合併や、実態としてNPO法人から他の非営利法人形態への移行が起こる可能性もあり、さらには、NPO法人の類型として出資型のNPO法人の創設についても委員から提言があったことも踏まえ、制度における諸課題について検討されていくことが重要とされている。

## おわりに

中小企業政策の対象については、中小企業基本法に「おおむね」の範囲を定め、個別の施策（各法）において、その施策の対象範囲を定めるという方式を採っており、原則として営利企業とする一方、中小企業信用保険制度においては、医療法人が対象とされているように、個別の施策において非営利法人も一部対象としてきたところ。

このように、中小企業政策は、時代の流れとともに変化する社会、経済、法人及びその事業活動の実態を捉え、その変化に柔軟に対応して施策を講じてきたところ。今般、中小企業政策を更に一步進める観点から本研究会を開催し、NPO法人の位置付けを検討するにあたっての論点整理を行った。

この論点整理を踏まえ、中小企業庁をはじめ関係者がさらに議論を深め、限られた政策財源の中、より効果的な施策の実現に向けて具体的な検討がなされることが重要である。

加えて、非営利法人については、NPO法人のみならず社会福祉法人や医療法人など多くの法人形態が存在する。特に、平成20年12月1日から施行された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人の設立は、公益法人制度改革における旧公益法人・特例民法法人の移行に伴う影響も多分に含まれるが、その設立の容易さから近年急速に増加していることもあり、今回の論点整理を一つのきっかけとして、今後、中小企業政策の対象としてこれらの新たな非営利法人の位置づけについても検討していくことが必要と考えられる。

最後に、こうしたNPO法人の支援として、就職先として魅力を高めるためのキャリアパスの構築、官民との人材交流の促進、大企業における就業規則の見直しによる兼業・副業の促進、大企業のCSR部門との連携なども期待されることであり、関係省庁による積極的な取り組みが図られることにより、中小企業政策と相まってさらなる政策的効果が発揮されることが期待される。

## NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会 名簿

(委員)

- 市川 望美 非営利型株式会社ポラリス 代表取締役／CEO
- 大西 修 一般社団法人全国信用保証協会連合会 業務企画部長
- 岡本 拓也 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事
- 苧野 恭成 全国商工会連合会 企業支援部長
- 加藤 武人 日本税理士会連合会 中小企業対策部副部長
- 加藤 正敏 日本商工会議所 中小企業振興部長
- 駒崎 弘樹 認定特定非営利活動法人フローレンス 代表理事
- 高橋 一郎 西武信用金庫 常勤理事・業務推進企画部長
- 塚本 一郎 明治大学 経営学部教授・公共経営学科長
- 深尾 昌峰 公益財団法人京都地域創造基金 理事長
- 藤岡 喜美子 一般財団法人こども財団 代表理事
- 宮城 治男 特定非営利活動法人ETIC. 代表理事
- 宗友 輝夫 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部 融資企画部長

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

- 木村 則彦 独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業推進役・企画部長
- 日下部 英紀 内閣府政策統括官(経済社会システム担当) 付参事官(市民活動促進担当)
- 猿渡 知之 総務省地域力創造グループ地域政策課長

## NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会 開催経過

### ◆ 第1回

日時 平成26年6月13日(金) 10:00~12:00  
場所 経済産業省別館11階1111 各省庁共用会議室  
議事 現状と課題

### ◆ 第2回

日時 平成26年6月26日(木) 15:30~17:30  
場所 経済産業省別館11階1115 各省庁共用会議室  
議事 資金面

### ◆ 第3回

日時 平成26年7月14日(月) 16:00~18:00  
場所 経済産業省別館11階1111 各省庁共用会議室  
議事 人材面

### ◆ 第4回

日時 平成26年7月29日(火) 10:00~12:00  
場所 経済産業省別館11階1111 各省庁共用会議室  
議事 支援面

### ◆ 第5回

日時 平成26年8月18日(月) 15:00~17:00  
場所 経済産業省別館11階1111 各省庁共用会議室  
議事 組織面

### ◆ 第6回

日時 平成26年9月4日(木) 10:00~12:00  
場所 経済産業省別館1階114 各省庁共用会議室  
議事 中間論点整理

## 参考資料

法人形態毎の増減 .....	- 20 -
NPO法人の状況 .....	- 21 -
一般法人・公益法人の状況 .....	- 22 -
一般法人設立の経緯 .....	- 22 -
公益法人設立の経緯 .....	- 24 -
一般法人・公益法人の現状 .....	- 25 -
社会福祉法人・医療法人の状況 .....	- 26 -
社会福祉法人の現状 .....	- 26 -
医療法人の現状 .....	- 28 -
医療法人・社会福祉法人の推移 .....	- 30 -
資金面 .....	- 31 -
NPO法人の借入先 .....	- 31 -
日本政策金融公庫のNPO法人向け融資実績の推移 .....	- 31 -
信用金庫のコミュニティ・ビジネスへの融資実績 .....	- 32 -
NPO法人の金融機関からの借入れに際しての問題点 ...	- 32 -
人材面 .....	- 33 -
NPO法人の主な活動分野別、常勤有給職員1人当たり人件費（年額）	- 33 -
法人類型別 常勤有給職員1人当たり人件費（年額） ...	- 33 -
特定非営利活動事業の総収入金額 .....	- 34 -
法人類型別 有給職員数 .....	- 34 -
NPO法人の総収入の内訳 .....	- 35 -
財源による法人類型 .....	- 35 -
NPO法人の活動の性格（n=2516） .....	- 36 -
事業型NPO法人の課題 .....	- 36 -
支援面 .....	- 37 -
NPO支援センターの現状 .....	- 37 -
NPO法人が必要と考える行政による環境整備 .....	- 37 -
NPO支援センターの財源 .....	- 38 -
NPO法人が活動を行ううえで苦勞している点（複数回答）	- 38 -
組織面 .....	- 39 -
法人形態の比較 .....	- 39 -
法人税の比較 .....	- 41 -
会計制度の比較 .....	- 43 -

## 法人形態毎の増減

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
営利法人								
株式会社	56,178	73,891	62,659	61,430	61,438	63,801	63,754	65,239
合同会社	3,381	5,922	4,939	5,059	6,358	8,311	9,857	13,349
合名会社	▲86	▲101	▲108	▲95	▲103	▲46	▲32	▲17
合資会社	▲60	▲497	▲513	▲424	▲491	▲269	▲413	▲386
有限責任事業組合契約 <sup>5</sup>	1,352	927	675	525	417	307	340	298
中小企業等協同組合 <sup>6</sup>	▲708	▲470	▲525	▲	▲718	▲631	▲912	▲616
協業組合 <sup>7</sup>	▲18	▲37	▲22	▲193	▲29	▲18	▲26	

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
非営利法人								
一般社団法人 <sup>8</sup>	-	-	201	1,802	2,133	2,351	3,093	3,248
一般財団法人 <sup>8</sup>	-	-	30	50	6	▲50	▲108	▲738
公益社団法人 <sup>9</sup>	-	-	0	23	120	694	1,623	1,350
公益財団法人 <sup>9</sup>	-	-	0	65	407	964	1,804	1,578
特定非営利活動法人 <sup>10</sup>	4,721	3,254	2,823	2,540	2,653	2,754	2,402	1,444
社会福祉法人 <sup>11</sup>	181	145	131	72	75	553	200	
医療法人 <sup>12</sup>	2,307	1,051	318	593	957	879	995	1,069

法務省 登記統計 商業・法人 年表をもとに増減数（設立登記数、解散登記数・暦年）を算出

### <sup>5</sup> 有限責任事業組合契約

有限責任事業組合契約登記数の増減（＝効力発生登記数－解散登記数）

### <sup>6</sup> 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法に基づく法人（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合）

<sup>7</sup> 各年度末の法人の増減数（年度末法人数、前年度末法人数）。

### <sup>8</sup> 一般社団法人・一般財団法人

下記①に基づき新設された法人、又は下記②の法律に基づき特例民法法人から移行認定を受けた法人。

①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。一般社団・財団法人法）

②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。関係法律整備法）

### <sup>9</sup> 公益社団法人・公益財団法人

公益法人 information 公益法人の統計 「公益法人の統計（資料） 資料 1-1-3 各年 12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）より算出

下記①に基づき新設された法人又は下記②の法律に基づき特例民法法人から公益認定を受け移行した法人。

①「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。公益法人認定法）

②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号。関係法律整備法）

<sup>10</sup> 各年度末の認証法人の増減数（年度末法人数、前年度末法人数）。内閣府NPOホームページ NPOのイロハ NPOを知ろう（統計情報） 認証・認定数の遷移より算出

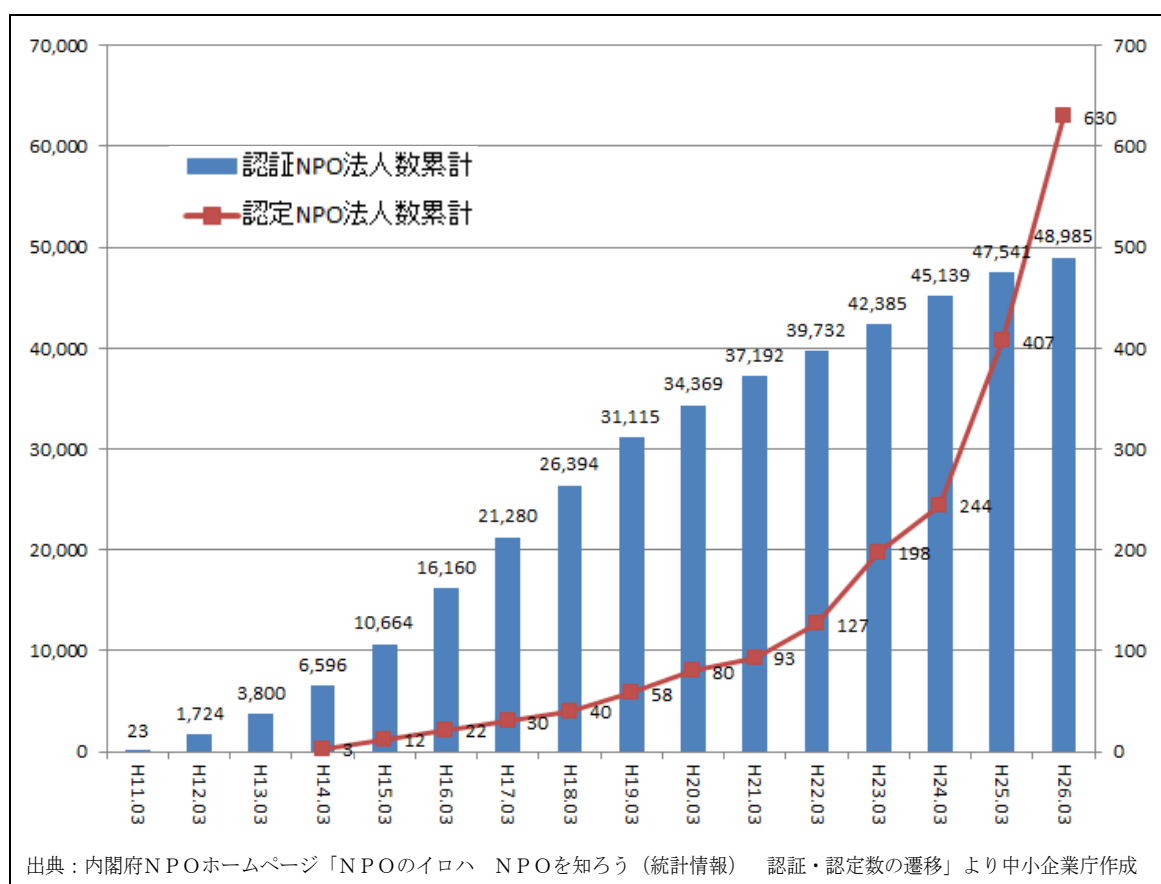
<sup>11</sup> 平成26年度厚生労働白書 資料編 社会福祉・援護 「社会福祉法人数の推移」より算出

<sup>12</sup> 厚生労働省 医療法人・医療経営のホームページ 「医療法人数の推移について（H26.3.31）」より算出

## NPO法人の状況

特定非営利活動促進法（以下、「NPO法」）は、特定非営利活動<sup>13</sup>を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行。

現在、法に基づき設立された特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」）は、市民の身近な存在として4万法人を超え、社会に確実に定着してきている。



<sup>13</sup> 特定非営利活動

NPO法別表において掲げられた保健医療、社会教育、まちづくりなど 20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの。

## 一般法人・公益法人の状況

### 一般法人設立の経緯

明治 29 年の民法の制定以来、税制上の優遇措置を受けることができる公益法人(社団法人・財団法人)を設立するには、主務官庁による設立の許可が必要とされ、「法人格の取得」、「公益性の判断」、「税制上の優遇措置」が一体となっていたため、法人設立が簡便ではなく、また、公益性の判断基準が不明確であったり、営利法人類似の法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題が生じているとの指摘があった。

また、平成 10 年に N P O 法が制定、平成 13 年に中間法人法が制定され、営利(剰余金の分配)を目的としない社団について法人格取得の機会が拡大されてきたが、特定非営利活動法人を設立するには行政庁の認証が必要とし、いずれも社団のみに関する制度という問題があった。

このような背景のもと、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(「一般社団・財団法」)は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針のもと、営利(剰余金の分配)を目的としない社団及び財団について、法人が行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得することができることを目的として制定され平成 20 年 12 月 1 日から施行された。

なお、一般社団・財団法に基づき設立される一般社団法人・一般財団法人(以下、「一般法人」)の特徴として次のようなことがあげられる。

- 一般法人が行うことができる事業に制限がない。そのため、公益事業を行う団体だけでなく、町内会、同窓会、サークルなど、非公益かつ非営利の事業を行う団体、さらには収益事業を行う団体も含め、自由で自立的な活動が可能。
- 一般社団法人は社員となろうとする者が 2 人以上、一般財団法人は設立者が 300 万円以上の財産を拠出することにより設立が可能。



- 定款をもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与できない。
- 行政庁が一般法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。ただし、法人の自主的、自律的な運営を確保するため、最低限必要な機関(理事の任務や責任の明確化)や透明性の向上(財務状況の開示)に関する事項を法で定められている。

## 公益法人設立の経緯

公益法人とは、宗教や慈善、学術、技芸などの公益（広く社会の役に立つこと）を行う法人として、明治 29 年の民法の制定以来、100 年以上にわたって制度の抜本的な改革が行われず、世の中の変化とのズレ（公益性の判断基準が不明確で、営利法人類似の法人等が公益法人として税制上の優遇措置を受けるなど、様々な問題）も大きくなっていったことから、平成 20 年 12 月に「新公益法人制度」が施行され制度改革が行われた。

新制度において、公益法人として認められるためには、内閣府もしくは都道府県に申請を行い、基準を満たすと認められれば、公益認定を受け「公益社団・財団法人」になることができることとなった。

また、従来の公益法人は、公益社団・財団法人もしくは一般社団・財団法人に移行するため、平成 25 年 11 月 30 日までに内閣府もしくは都道府県に移行申請し、その上で、移行認定・移行認可を受けなければならないこととされた。（申請を行わなかった場合には解散）

公益社団・財団法人への移行認定については、一般社団・財団法人が公益認定を受けるのと同様の基準を満たす必要があり、基準を満たしているかどうかについては、民間の有識者による公益認定等委員会や都道府県の合議制機関によって、中立・公正な審査が行われ、内閣府や都道府県が最終的に判断する。

内閣府や都道府県に認められた「公益社団・財団法人」には、高い公益性が求められる一方で、法人税において公益目的事業が非課税（収益事業は課税）になることや、公益法人の寄附者に対する寄附税制の優遇措置などが設けられた。

## 一般法人・公益法人の現状

平成 20 年 12 月に「新公益法人制度」が施行され、特例民法法人<sup>14</sup>は、新制度に移行するため、移行期間の 5 年間（平成 20 年 12 月～25 年 11 月）に、新公益法人への移行（移行認定）又は一般法人への移行（移行認可）のいずれかを各法人において選択し、行政庁に申請することとされた。また、移行期間内に移行申請（移行認定又は移行認可の申請）を行わなかった場合には、法律により移行期間満了の日に解散したとみなされるという厳しい制度改革であった。

制度施行時の平成 20 年 12 月 1 日における特例民法法人は計 24, 317 法人であり、移行期間中に 9, 050 法人（37. 2%）が新制度の公益法人に移行するための移行認定を申請し、11, 679 法人（48. 0%）が一般法人に移行するための移行認可を申請した。

その結果、平成 25 年 12 月 1 日現在の公益法人数は計 8, 628 法人であり、内訳は社団法人が 3, 810 法人（44. 2%）、財団法人が 4, 818 法人（55. 8%）、一般法人数は計 11, 679 法人であり内訳は、社団法人が 7, 281、財団法人が 4, 398 法人である。

行政庁の区分別に内訳を見ると、2, 207 法人（25. 6%）が内閣府を行政庁としており、6, 421 法人（74. 4%）が都道府県を行政庁としている。社団・財団の別では、内閣府において、公益財団法人が公益法人数の 3 分の 2 以上（67. 4%）を占めている。



### 14 特例民法法人

以下の3つの要件を備え、旧民法第 34 条に基づき設立された法人。

①公益性: 積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする(親睦、相互救済、個人の支援等は含まない。)

②非営利性: 法人関係者(役職員、会員、寄付者等)に法人の利益を分配したり、財産を還元しない。

③主務官庁の許可: 法人の行う事業を掌握している内閣府又は省の長である大臣が、当該法人の主務官庁となって設立の許可及び指導監督を行う。

・旧民法第 34 条「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる」

・旧民法34条は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)により削除されたが、従来の公益法人は一般社団・財団法人への移行認可を受け又は公益社団・財団法人への移行認定を受けるまでの最大5年間程度は、特例民法法人として存続することとされた。

## 社会福祉法人・医療法人の状況

### 社会福祉法人の現状

社会福祉法人の現状については、厚生労働省の社会福祉法人のあり方等に関する検討会で議論され、本年の7月4日にとりまとめ「社会福祉法人制度の在り方について」が公表されている。

本とりまとめにおける、社会福祉法人が抱える課題として次のとおりである。

#### ○地域ニーズへの対応

新たな地域ニーズの顕在化を背景に、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が推進されてきたが、一部の社会福祉法人にとどまっている。

また、利用者や地域住民から十分な評価を得られるような仕組みとなっていないこともあり、地域ニーズへの不十分な対応となっている。

#### ○ガバナンス・情報公開

社会福祉法人制度は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別の法人制度として創設されているが、近年の公益法人制度改革等により、他の非営利法人における情報公開や制度改革が進んだため、ガバナンスや情報開示面で十分な対応を行っているとは言えなくなっている。

#### ○内部留保に対する批判

社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判が存在。

ただし、「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」（平成25年3月）により、他の社会福祉事業へ既に投資されている部分や将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことが報告されている。）

#### ○他の経営主体との公平性

平成25年10月以降の規制改革会議において取り上げ

られ、多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割を巡って、①特別養護老人ホーム等についての参入規制の緩和、②社会福祉法人と株式会社やNPOとの間の財政上の優遇措置の見直しについて議論されたところ。

## 医療法人の現状

医療法人の非営利性について、厚生労働省の医療法人制度検討委員会報告書(平成6年12月1日)において次のように報告されている。

医療を提供する法人の使命は、『「地域で質の高い医療サービスを効率的に提供する」ことであり、これが一番の目的となるものである』<sup>15</sup>。したがって、医療を提供する法人は、「営利を目的としない」こと、すなわち「法人の対外的活動による収益性を前提としてその利益を構成員に分配することを目的」<sup>16</sup>としないこと(非営利性の確保)が求められる。

この考え方を踏まえて、平成18年医療法改正(平成19年4月施行)が行われ、営利を目的とした病院等の開設は許可をしないこと(医療法第7条第5項<sup>17</sup>)や、剰余金の配当の禁止(第54条<sup>18</sup>)、非営利性を徹底するため持分なし医療法人<sup>19</sup>の本則化が図られた。

また、その一方で医療提供体制を図るため、医業(病院、診療所、老人保健施設の運営)のほか保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務を行うことや、社会医療法人<sup>20</sup>の認定を受けた医療法人には税制の優遇措置や、その収益を病院等の経営に充てることを目的として収益業務を行うことを認めた。

---

<sup>15</sup> 医業経営の非営利性等に関する検討会報告(平成17年7月22日)より。(出典:厚生労働省 平成25年12月11日 第37回社会保障審議会医療部会 資料2「医療法人に関する制度の見直しについて」)

<sup>16</sup> 医療法人制度検討委員会報告書(平成6年12月1日)より。(出典:厚生労働省 平成25年12月11日 第37回社会保障審議会医療部会 資料2「医療法人に関する制度の見直しについて」)

<sup>17</sup> 医療法第7条第5項

営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

<sup>18</sup> 医療法第54条

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

<sup>19</sup> 持分なし医療法人

解散時の残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外し、国、地方公共団体、他の持分なし医療法人等と定めている医療法人。平成18年医療法改正で新設法人は持分なし法人に限定。ただし、既存の法人は、従前の規定を適用とした。

<sup>20</sup> 社会医療法人

民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療やへき地医療等(救急医療等確保事業)を担う公益性の高い医療法人として、平成18年の医療法改正で制度化。・役員等について同族性が排除されていること、解散時の残余財産は国、地方公共団体等に帰属する(持分がない)こと、などの要件を満たすことが必要。医療保健業の法人税は非課税、救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等は非課税といった優遇税制措置がある。

しかし、施行後約 6 年を迎えるが、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行が十分に進んでいるとは言えず、このため、持分あり医療法人から持分なし医療法人に移行するものについて、その間、医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための出資持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、引き続き医療を提供できるようにするため、医療法人による任意の選択の下で、法律に基づく移行計画の策定と都道府県知事の認定制度の創設など、さらなる移行促進策の検討が行われている。

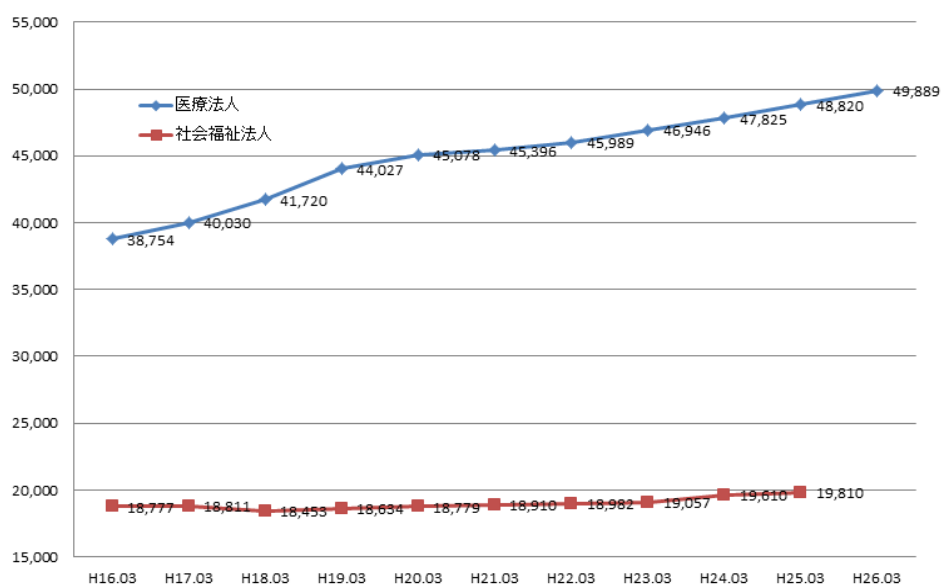
( 参 考 )

(平成 25 年 3 月末現在)

財団医療法人数	392
社団医療法人数	48,428 (持分なし 6,525 持分あり 41,903)
医療法人合計	48,820

## 医療法人・社会福祉法人の推移

会社法人の参入を認めていない医療分野にくらべ、社会福祉の分野は第二種社会福祉事業<sup>21</sup>において1980年代後半から在宅福祉サービスの民間ならびに民営の事業所に対する事業委託やそれらの生産するサービスの福祉サービス実施機関による購買と提供という形態をとりながら、国、地方公共団体、社会福祉法人以外の経営主体の参入が認められ、急速に拡大。社会福祉構造改革分科会の討議資料によると、1993年には、福祉関連サービス提供事業者のうち57.2%が株式会社、13.0%が有限会社、17.7%が個人経営となっている。さらに平成12年4月の介護保険事業の発足以降、民営化は一層進み、社会福祉法人の設立も急速に鈍化し平成18年度に初めて純減となった。



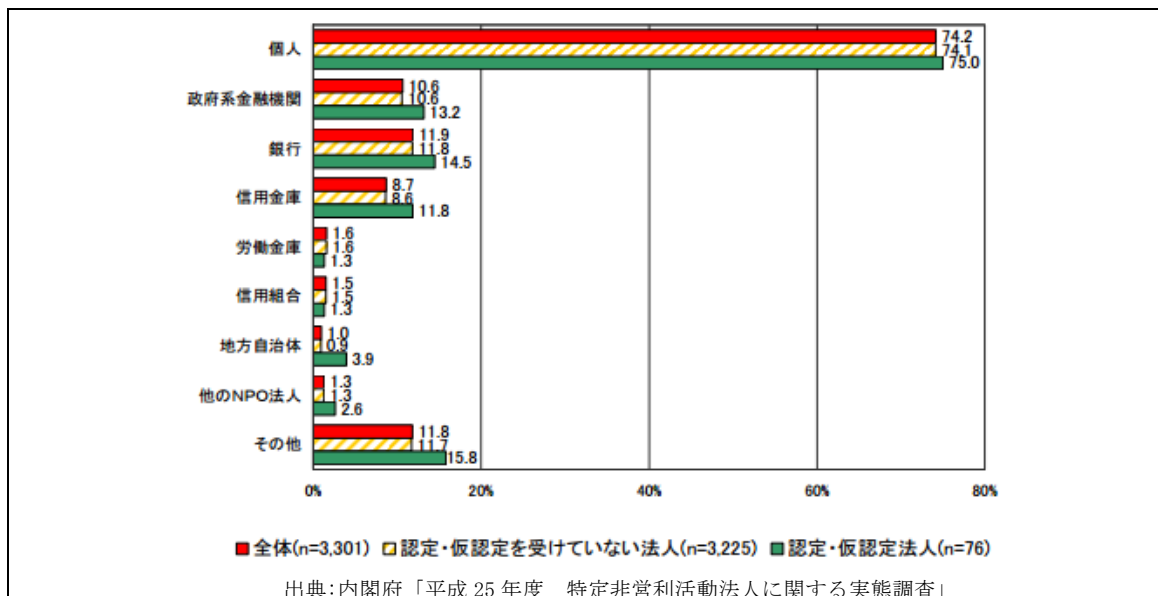
### <sup>21</sup> 第二種社会福祉事業

・生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業・生計困難者生活相談事業・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業・児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター・児童福祉増進相談事業・母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業・母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設・老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業・老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム・身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業・身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設・身体障害者更生相談事業・知的障害者更生相談事業・生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業・生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業・生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業・隣保事業・福祉サービス利用援助事業・各社会福祉事業に関する連絡・各社会福祉事業に関する助成

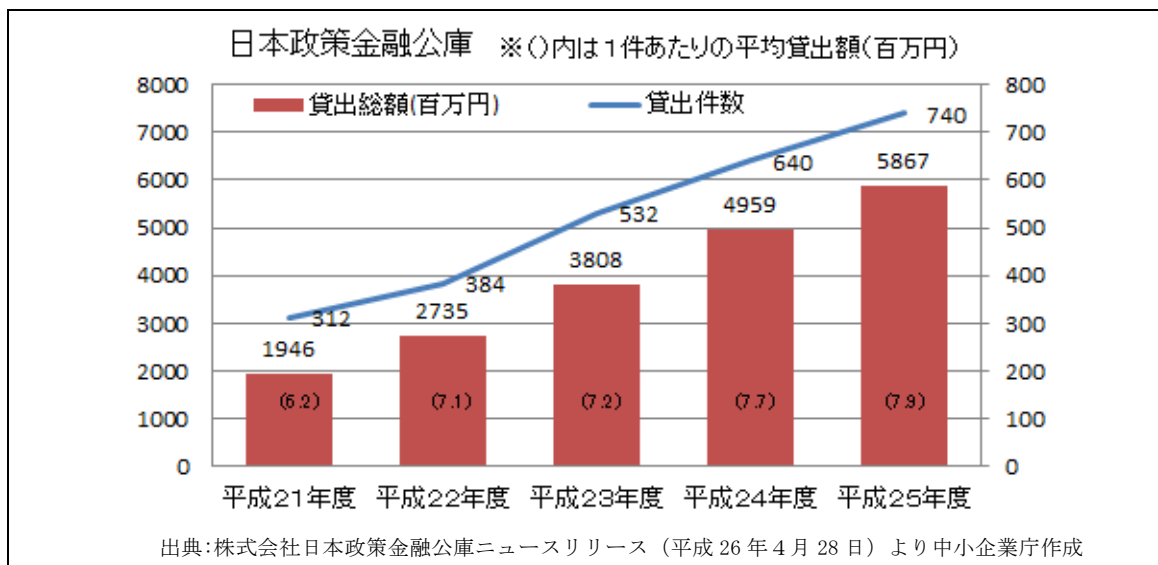


## 資金面

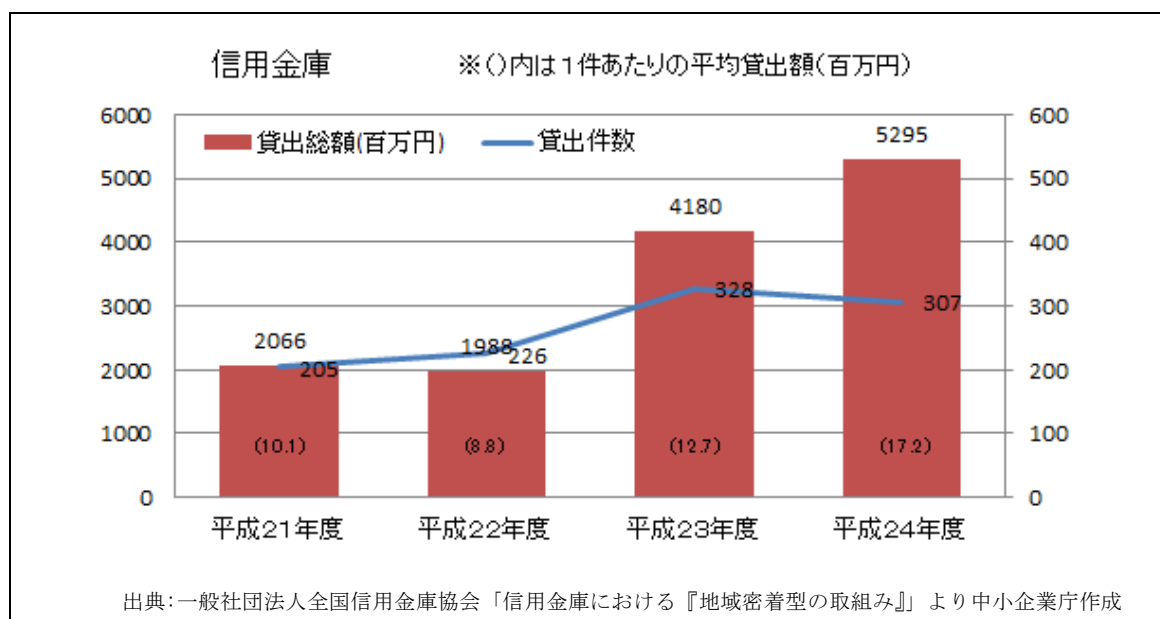
### NPO法人の借入先



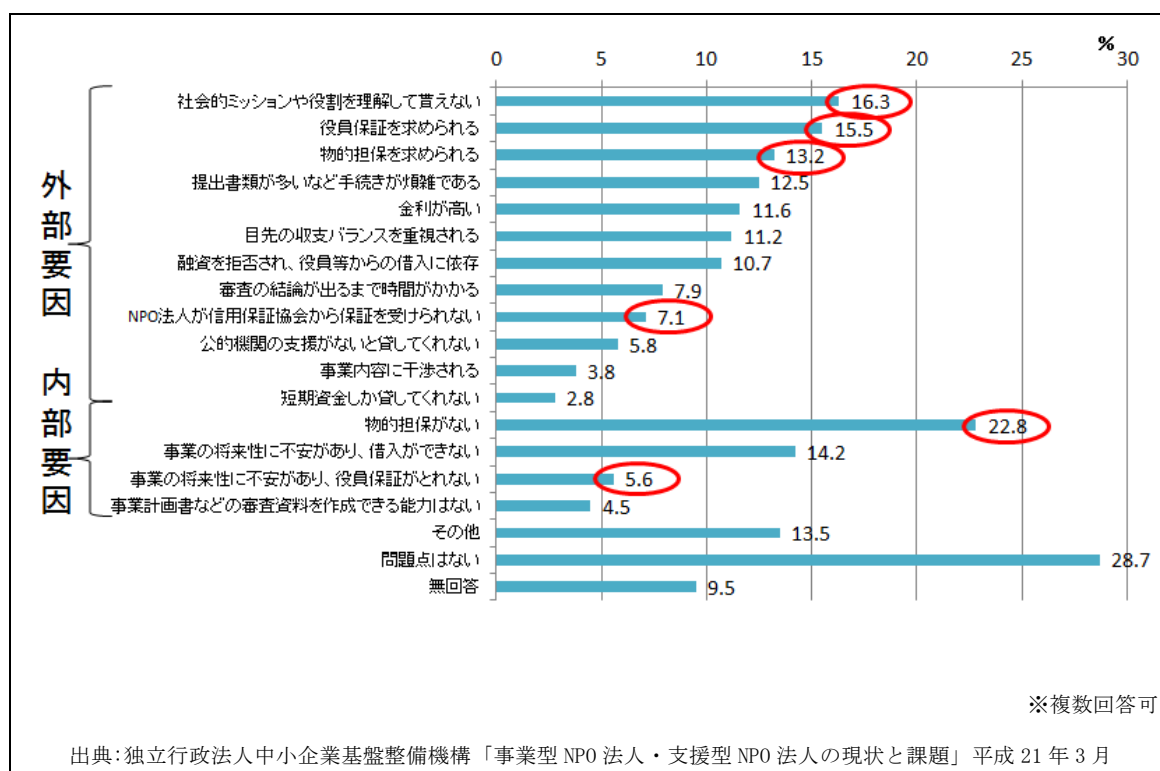
### 日本政策金融公庫のNPO法人向け融資実績の推移



## 信用金庫のコミュニティ・ビジネスへの融資実績

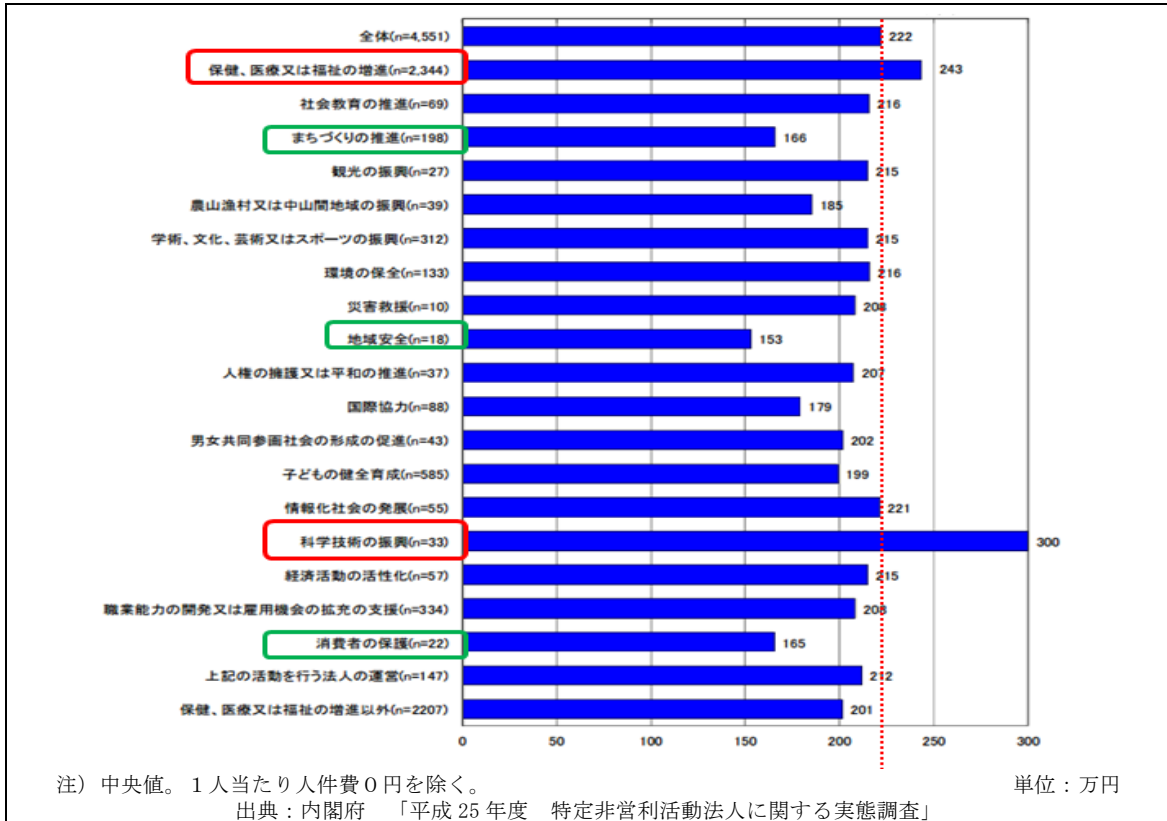


## NPO法人の金融機関からの借入れに際しての問題点

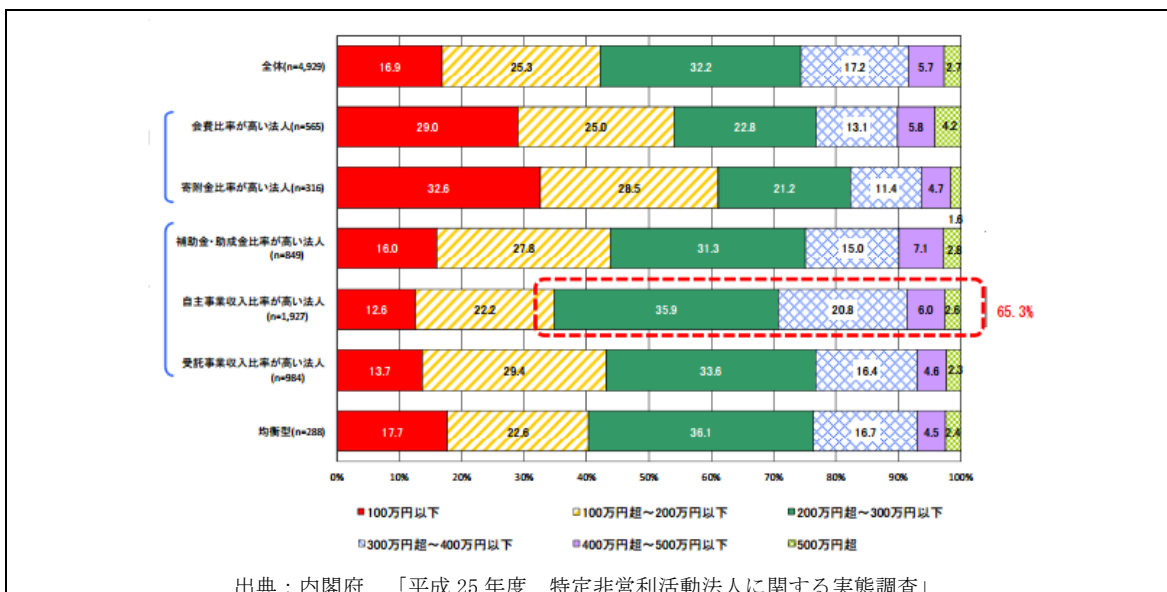


## 人材面

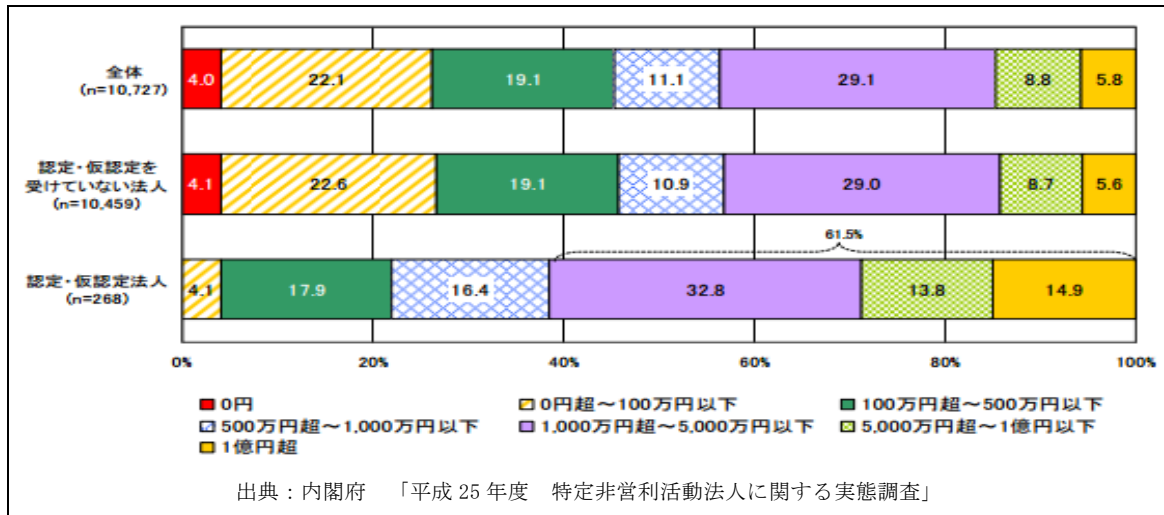
### NPO法人の主な活動分野別、常勤有給職員1人当たり人件費（年額）



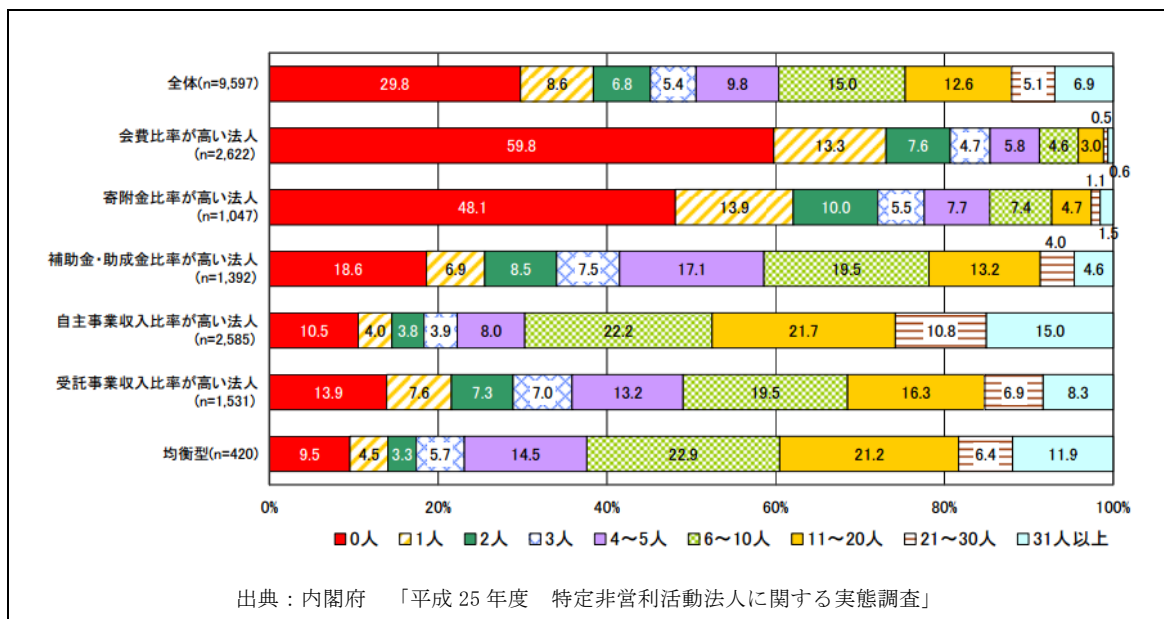
### 法人類型別 常勤有給職員1人当たり人件費（年額）



## 特定非営利活動事業の総収入金額<sup>22</sup>



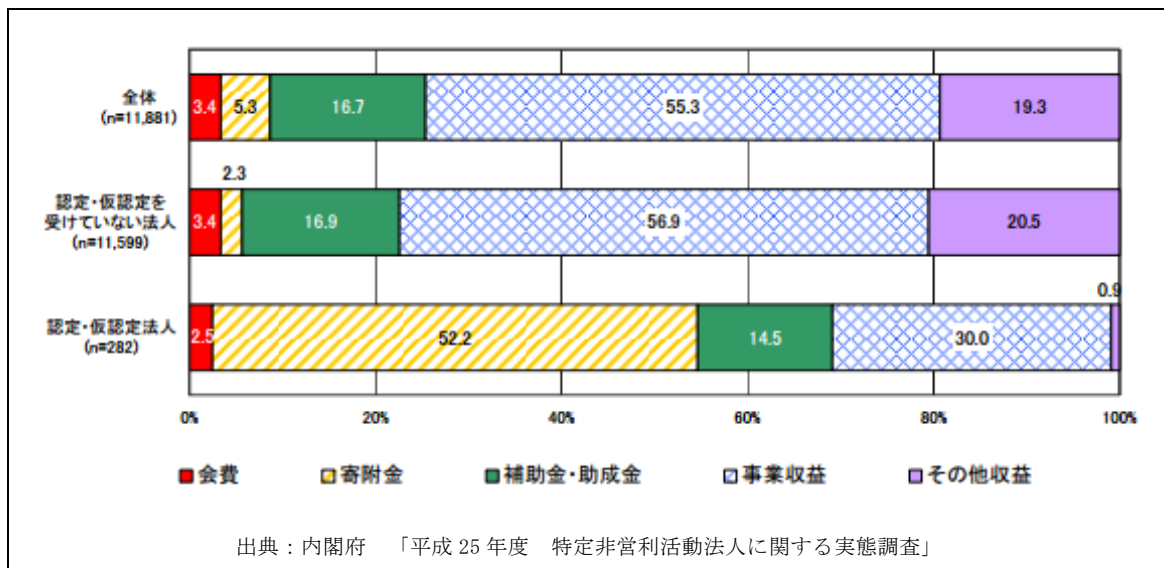
## 法人類型別 有給職員数



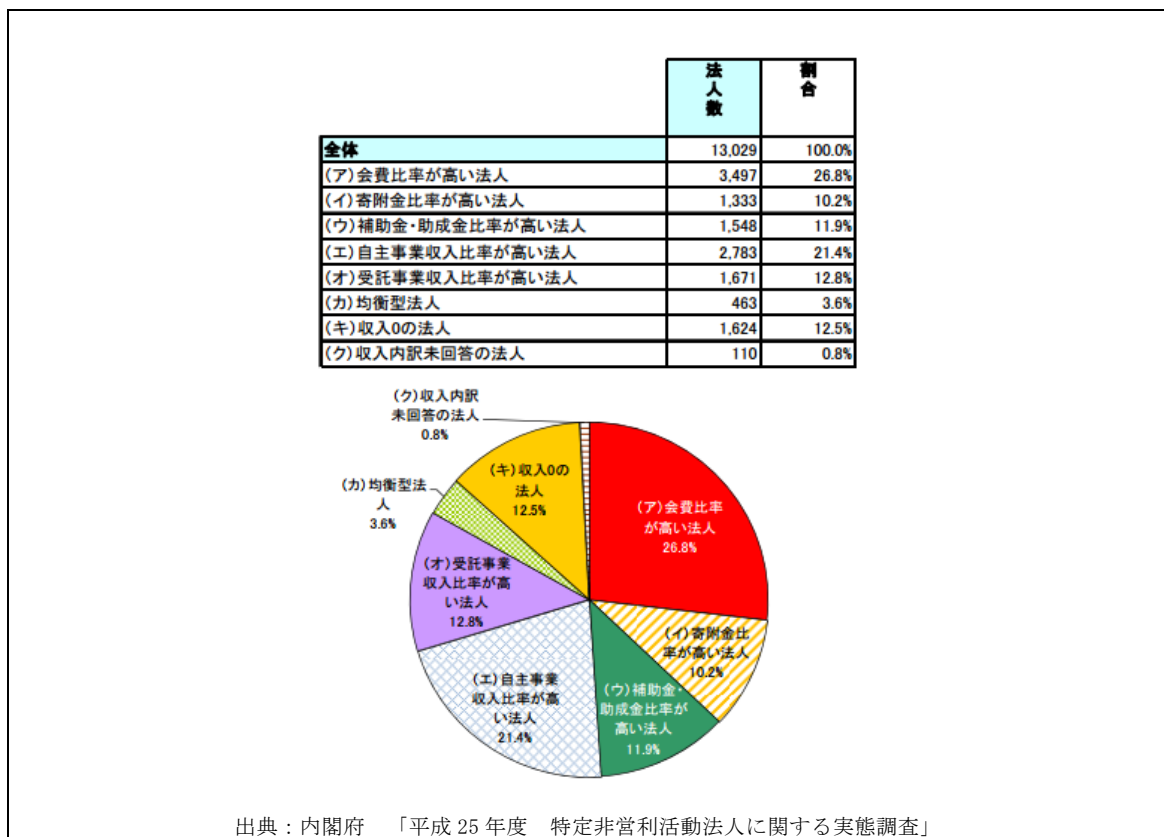
<sup>22</sup>総収入金額

会費、寄附金、補助金・助成金、事業収益、その他収益

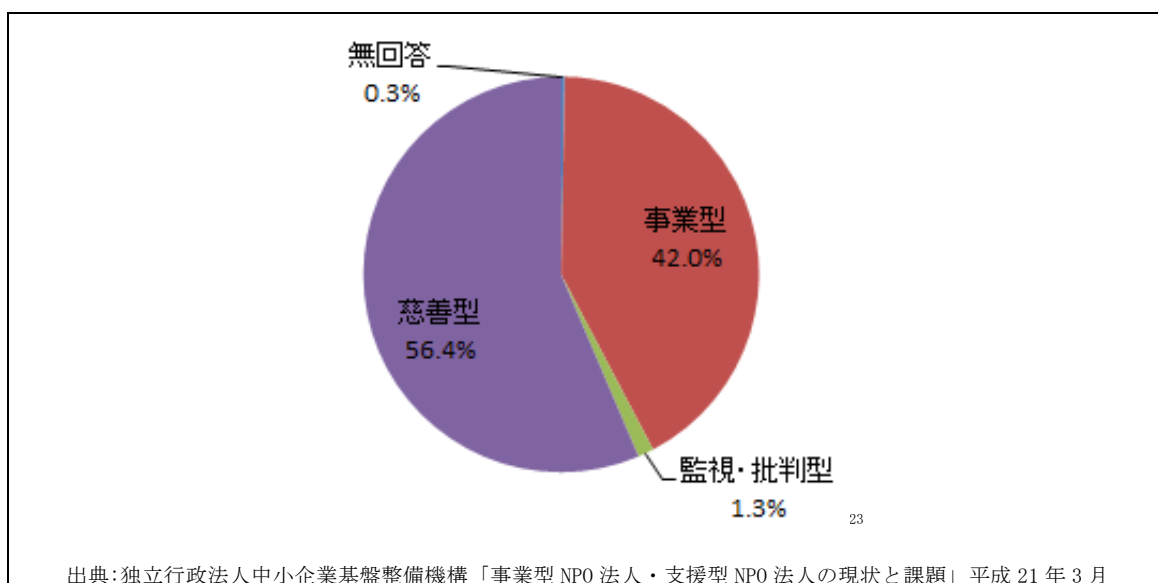
## NPO法人の総収入の内訳



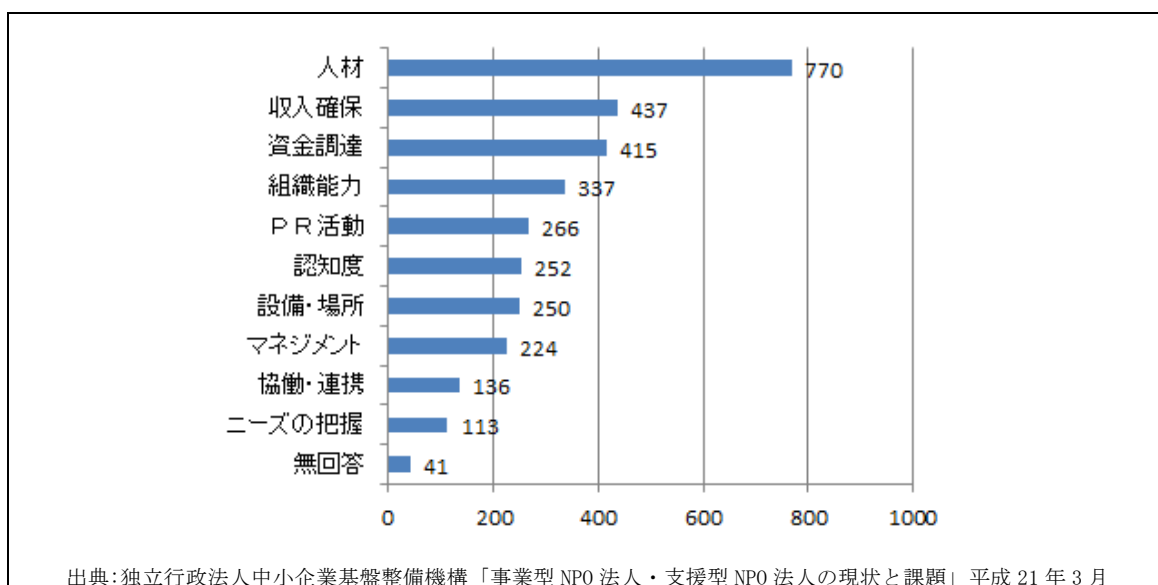
## 財源による法人類型



## NPO法人の活動の性格 (n=2516)



## 事業型NPO法人の課題



### 23 活動の性格

#### 慈善型

寄附や会費収入などを基にボランティアをベースに活動を行う法人

#### 事業型

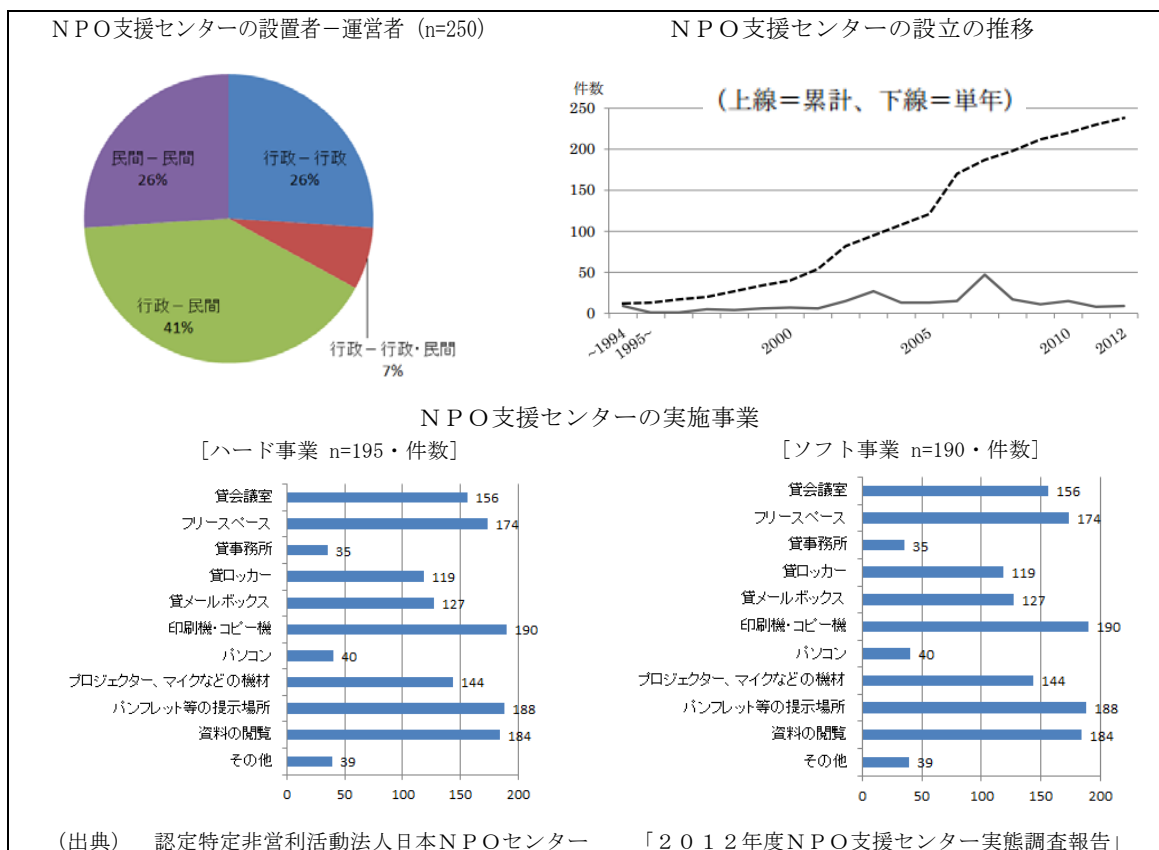
有料・有償で社会的サービス・商品の提供、情報分析・提供、コンサルティングといった活動を行う法人。

#### 監視・批判型

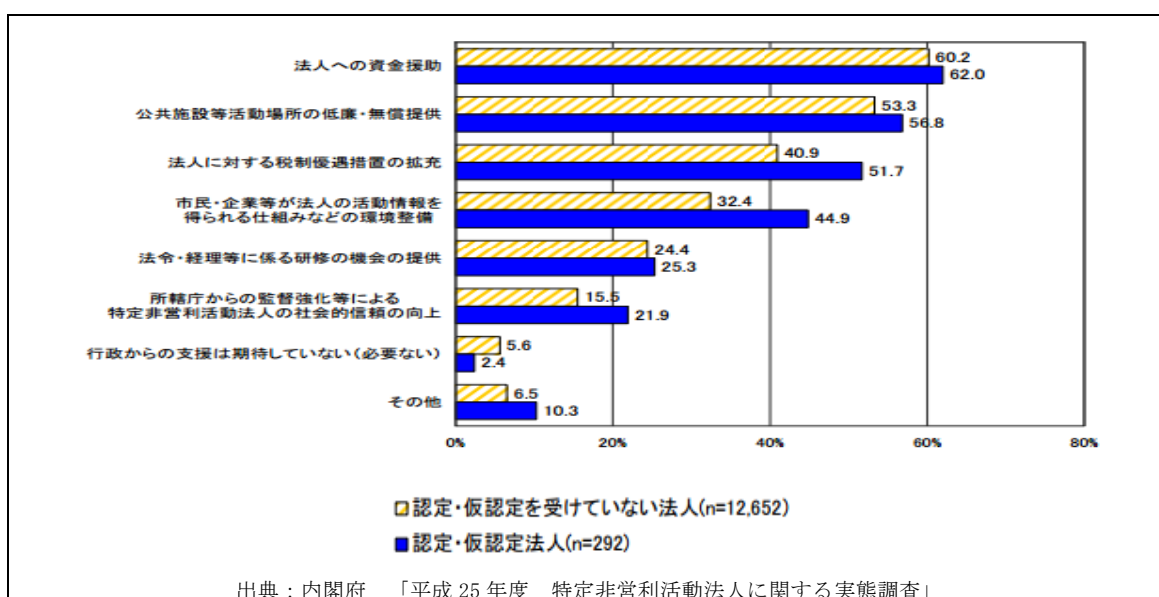
企業・政府・国際機関等の活動を監視・批判したり、政策提言活動を行う法人

## 支援面

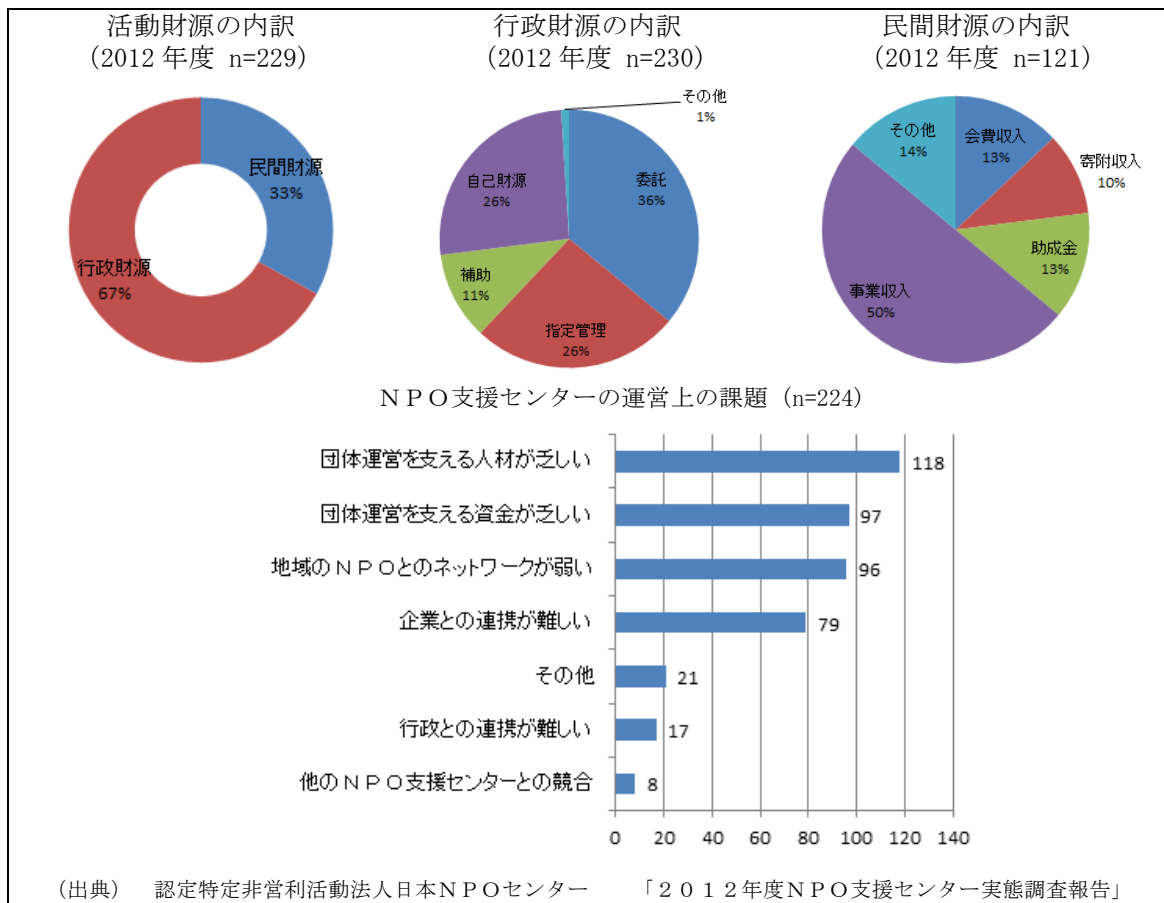
### NPO支援センターの現状



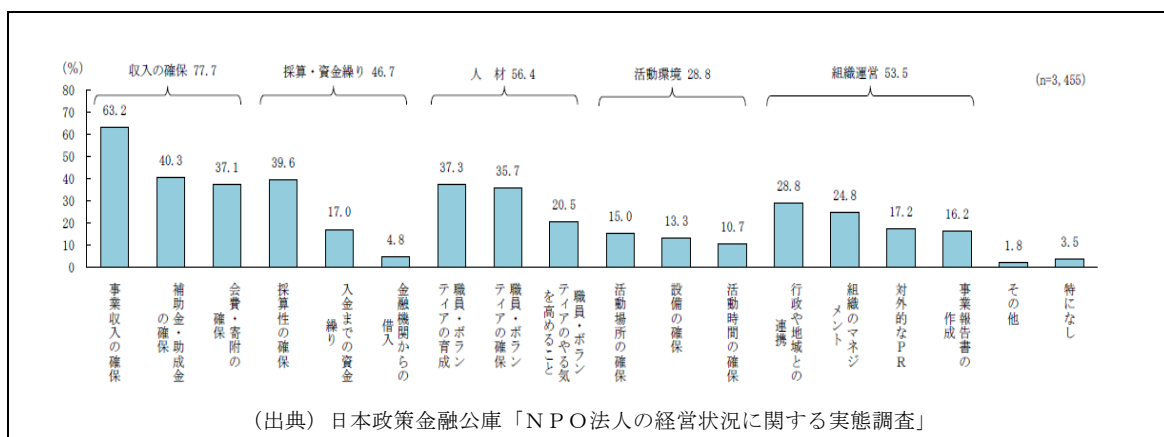
### NPO法人が必要と考える行政による環境整備



## NPO支援センターの財源



## NPO法人が活動を行ううえで苦労している点 (複数回答)





## 組織面

### 法人形態の比較

#### 法人形態 比較- 1

法人名	NPO法人 (認定を含む)	一般社団法人 (非営利型 <sup>24</sup> )	一般財団法人 (非営利型 <sup>24</sup> )	一般社団法人 (その他)	一般財団法人 (その他)	公益社団法人	公益財団法人
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律				公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
法人形態	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的	目的や事業に制約はない。 公益事業、収益事業、共益事業等可				事業の種類(23事業)及び実施方法が公益認定の基準を満たす法人	
設立方法	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立(準則主義)		公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)		独立した委員会等の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が認定	
設立要件	<b>社員10人以上(常時)</b>	社員2人以上	拠出財産 300万円以上	社員2人以上	拠出財産 300万円以上	社員2人以上	拠出財産 300万円以上
議決権	1社員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票
最高議決機関	社員総会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会
役員	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事不設置可 大規模は会計 監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事1人以上 監事不設置可 大規模は会計 監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上
代表権	理事	理事	理事	理事	理事	代表理事	代表理事
剰余金の扱い	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない
法定設立費用 <sup>25</sup>	<b>0円</b>	11万円 (①+②) <sup>25</sup>	11万円 (①+②) <sup>25</sup>	11万円 (①+②) <sup>25</sup>	11万円 (①+②) <sup>25</sup>	0円	0円

<sup>24</sup>一般社団・財団法人(非営利型)

非営利性が徹底(剰余金の分配を行わない等)された法人又は共益的(社員に共通する利益を図る)活動を目的とする法人

<sup>25</sup>法定設立費用

=①定款印紙代+②定款認証手数料+③設立登記登録免許税(電子認証は定款印紙代4万円不要)

## 法人形態 比較-2

法人名	NPO法人 (認定を含む)	株式会社	合同会社	中小企業等 協同組合 <sup>26</sup>	協業組合	社会福祉法人	医療法人 (社会医療法人)
根拠法	特定非営利 活動促進法	会社法	会社法	中小企業等 協同組合法	中小企業団体 の組織に関する 法律	社会福祉法	医療法
法人形態	非営利	営利	営利	営利	営利	非営利	非営利
目的事業	特定非営利活動 (NPO法別表の20分野) を主目的	定款に掲げる 事業による営 利の追求	定款に掲げる 事業による営 利の追求	組合員への直 接の奉仕、経 営合理化、経 済活動の機会 の確保	事業規模の適 正化による生 産性向上、共 同利益の増進	社会福祉事業	病院、診療所 又は介護老人 保健施設を開 設しようとする 社団又は財団
設立方法	所轄庁の認証 後に登記して 設立	公証人役場による 定款認証後に 登記して設立 (準則主義)	登記して設立 (定款認証不 要・準則主義)	所轄庁の認可 後に登記して 設立	所轄庁の認可 後に登記して 設立	所轄庁の認可 後に登記して 設立	所轄庁の認可 (認定)後に 登記して設立
設立要件	<b>社員10人以上 (常時)</b>	資本の提供	1人以上	4人以上(個人 若しくは事業者)	4人以上の事 業者	一定規模以上 の資産	業務を行うに 必要な資産
議決権	1社員1票	出資比率による	定款で自由に 決定	1人1票	平等(ただし 出資比例の 議決権も可)	1人1票	1社員1票 1評議員1票
最高議決機関	社員総会	株主総会	定款で自由に 決定	社員総会	社員総会	理事会	社員総会 又は 評議委員会
役員	理事3人以上 監事1人以上	取締役1人以上 (監査役設置 は任意)	自由に決定 (選任しなく ても設立可能)	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上	理事6人以上 監事2人以上 原則として 理事の2倍超 の評議員	理事3人以上 監事1人以上
代表権	理事	取締役1人以上 (監査役設置 は任意)	社員	代表理事	代表理事	理事	理事長
剰余金の扱い	分配できない	分配できる	定款で自由に 決定	利用分量配当 又は出資配当	定款で定める 場合を除き出 資配当	分配できない	分配できない
法定設立費用 <sup>27</sup>	<b>0円</b>	24万円以上 (①+②+③) <sup>27</sup>	10万円以上 (①+③) <sup>27</sup>	0円	0円	0円	0円

<sup>26</sup> 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法に基づく法人(事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合)

<sup>27</sup> 法定設立費用

=①定款印紙代+②定款認証手数料+③設立登記登録免許税(電子認証は定款印紙代4万円不要)

## 法人税の比較

### 法人税 比較- 1

法人名	NPO法人 (認定を含む)	一般社団法人 (非営利型 <sup>28</sup> )	一般財団法人 (非営利型 <sup>28</sup> )	一般社団法人 (その他)	一般財団法人 (その他)	公益社団法人	公益財団法人
課税対象	収益事業に係る所得	収益事業に係る所得	収益事業に係る所得	全所得	全所得	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税
法人税	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>29</sup> )
法人事業税 [所得割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税
法人事業税 [外形標準課税]	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
法人住民税 [均等割]	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率	最低税率	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)
法人住民税 [法人税割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税
見なし寄附金 損金算入限度額 <sup>30</sup>	認定 (仮認定を除く) NPO 法人に限り、次のいずれか多い金額①所得金額の 50% ②年 200 万円	なし	なし	なし	なし	次のいずれか多い金額①所得金額の 50% ②公益目的事業の実施に必要な金額	次のいずれか多い金額①所得金額の 50% ②公益目的事業の実施に必要な金額
金融資産収益 [法人税]	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税	課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税
金融資産収益 [所得税 (源泉徴収)] <sup>31</sup>	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)	課税 (あり)	非課税 (なし)	非課税 (なし)

<sup>28</sup> 一般社団・財団法人 (非営利型)

非営利性が徹底 (剰余金の分配を行わない等) された法人又は共益的 (社員に共通する利益を図る) 活動を目的とする法人

<sup>29</sup> 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用される

<sup>30</sup> みなし寄附金

収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄附金額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるもの。

<sup>31</sup> 法人税の課税対象となる利子・配当等の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付の規定の適用あり。

## 法人税 比較-2

法人名	NPO法人 (認定を含む)	株式会社	合同会社	中小企業等 協同組合 <sup>32</sup>	協業組合	社会福祉法人	医療法人 <sup>33</sup>
課税対象	収益事業に係る所得	全所得	全所得	全所得	全所得	収益事業に係る所得	全所得
法人税	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	19% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	19% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )	25.5% (所得金額年 800 万円以下の金額は 15% <sup>34</sup> )
法人事業税 [所得割]	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	全所得に課税	全所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税
法人事業税 [外形標準課税]	対象外	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人を対象に課税	対象外	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が 1 億円超の法人を対象に課税
法人住民税 [均等割]	最低税率 (収益事業を行わない場合について、一部自治体で減免措置有り)	課税	課税	課税	課税	最低税率	課税
法人住民税 [法人税割]	収益事業に係る法人税額に課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得課税
見なし寄附金 <sup>35</sup> 損金算入限度額	認定 (仮認定を除く) NPO 法人に限り、次のいずれか多い金額①所得金額の 50% ②年 200 万円	なし	なし	なし	なし	次のいずれか多い金額①所得金額の 50% ②年 200 万円	なし
金融資産収益 [法人税]	収益事業から生じるもののみ課税	課税	課税	課税	課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税
金融資産収益 <sup>36</sup> [所得税 (源泉徴収)]	課税 (あり)	課税	課税	課税	課税	非課税 (なし)	非課税 (なし)

<sup>32</sup> 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法に基づく法人 (事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合)

<sup>33</sup> 特定医療法人・社会医療法人については、それぞれ個別の税制上の恩典有り。

<sup>34</sup> 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用される

<sup>35</sup> みなし寄附金

収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄附金額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるもの。

<sup>36</sup> 法人税の課税対象となる利子・配当等の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付の規定の適用あり。

# 会計制度の比較

## 会計 比較-1

法人名	NPO法人 (認定を含む)	一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	株式会社・合同会社 (その他会社法に基づく法人)	中小企業等協同組合
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	会社法	中小企業等協同組合法
作成義務 ○: 根拠条文 ◇: 計算書類	○法第 28 条第 1 項 ◇活動計算書 ◇貸借対照表 ◇財産目録	○法第 123 条第 2 項 (一般社団法人) ○法第 199 条 (一般財団法人) ◇事業報告 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇附属明細書	(左記の一般社団法人及び一般財団法人の作成義務に加え下記が追加) ○法第 21 条第 2 項 ○財産目録 ◇キャッシュフロー、計算書	○法第 435 条第 2 項 ◇事業報告 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇株主資本等変動計算書 ◇個別注記表 ◇附属明細書	○法第 40 条第 2 項 ◇事業報告書 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇剰余金処分案又は損失処理案
会計基準	NPO法人 会計基準	一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。(法施行規則第 21 条)	公益法人 会計基準	中小会計要領	中小企業等協同組合 会計基準
会計基準で追加された 計算書類	◇財務諸表の注記	-	◇財務諸表の注記 ◇正味財産増減計算書 (法人の正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示)	◇個別注記表 ◇株主資本等変動計算書 (年度内の株主資本の全ての増減内容を明瞭に表示) ◇製造原価明細書	◇注記表 ◇脱退者持分払戻計算書 ◇連結決算関係書類 ◇非出資商工組合の決算関係書類
基準作成者	NPO法人会計基準協議会 (基準策定のため全国のNPO支援センターにより結成された任意団体)	-	内閣府公益認定等委員会	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁
会計基準の 特殊性	◇特定非営利活動に係る事業の他に、その他の事業を実施している場合には、 <b>活動計算書において当該その他の事業を区分して表示しなければならない。</b> ◇使途が特定された寄附、現物寄附、無償によるサービスの受入及びボランティアによる役務の提供等の <b>NPO法人と支援者との関係を、会計報告の中に積極的に取り入れること。</b>	-	◇ <u>収支相償の原則<sup>37</sup>、公益目的事業比率<sup>38</sup>、公益目的支出計画などの情報の基礎とするために、貸借対照表、正味財産増減計算書に内訳を求めなければならない。</u>	◇金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社を対象にしたものではなく、 <b>中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業実務で必要と考えられる項目 (税効果会計、組織再編の会計等を除く) に絞り簡潔な会計処理等</b> を示している。	◇平成 19 年の「改正組合法」が施行されるまで、各種中小企業組合の根拠法等に会計処理等に関する作成基準が明記されていなかったため、昭和 27 年に中小企業庁長が中小企業組合の会計に関する規範として「中小企業等協同組合 経理基準」を制定。(平成 13 年に現在の名称に改名)

37 収支相償の原則

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない

38 公益目的事業費率

100 分の 50 以上 = 公益実施費用額 / (公益実施費用額 + 収益等実施費用額 + 管理運営費用額)

## 会計 比較-2

法人名	NPO法人 (認定を含む)	協業組合	社会福祉法人	医療法人
根拠法	特定非営利活動促進法	中小企業団体の組織に関する法律	社会福祉法	医療法
作成義務 ○: 根拠条文 ◇: 計算書類	○法第28条第1項 ◇活動計算書 ◇貸借対照表 ◇財産目録	○法第5条の23 ◇事業報告書 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇剰余金処分案又は損失処理案	○法第44条第2項 ◇事業報告書 ◇収支計算書 ◇貸借対照表 ◇附属明細書 ◇財産目録	○法第51条第1項 ◇事業報告書 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇財産目録
会計基準	NPO法人 会計基準	中小企業等協同組合 会計基準	社会福祉法人 会計基準	医療法人 会計基準 <sup>39)</sup>
会計基準で 追加された 計算書類	◇財務諸表の注記	◇注記表 ◇脱退者持分払戻計算書 ◇連結決算関係書類 ◇非出資商工組合の決算関係書類	◇財務諸表の注記 ◇事業活動計算書 (当該年度の純資産の全ての増減内容を明瞭に表示)	◇注記表
基準作成者	NPO法人会計基準協議会(会計基準策定のため全国のNPO支援センターにより結成された任意団体)	経済産業省 中小企業庁	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課	厚生労働省 四病院団体協議会 会計基準策定 小委員会
会計基準の 特殊性	◇特定非営利活動に係る事業の他に、その他の事業を実施している場合には、 <b>活動計算書において当該その他の事業を区分して表示しなければならない。</b> ◇使途が特定された寄附、現物寄附、無償によるサービスの受入及びボランティアによる役務の提供等の <b>NPO法人と支援者との関係を、会計報告の中に積極的に取り入れること。</b>	◇平成19年の「改正組合法」が施行されるまで、各種中小企業組合の根拠法等に会計処理等に関する作成基準が明記されていなかったため、昭和27年に中小企業庁長が中小企業組合の会計に関する規範として「中小企業等協同組合経理基準」を制定。(平成13年に現在の名称に改名)	◇財務諸表(収支計算書、事業報告書及び貸借対照表)作成に関して、 <b>社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分を設けなければならない。</b> ◇財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の <b>拠点の区分を設けなければならない。</b> また、その <b>拠点で実施する事業内容に応じて区分を設けなければならない。</b>	◇医療法第50条の2に規定される医療法人が準拠すべき「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を具体化するものの一つ ◇決算書に関する具体的な処理基準がないという問題の解決を図ることを意図 ◇一人医師医療法人についてまで適用することを前提としたものではない

39 医療法人会計基準においては、非会計情報である「事業報告書」、その他厚生労働省令で定める書類「社会医療法人債を発行する社会医療法人」に限定して作成が求められている、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書及び附属明細表については、別に作成方法が「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)」に定められていることから、直接の対象とはしていない。

また、医療会計基準以外に、「病院会計準則」「漏示保健施設会計・経理準則」も存在。